

原告：審査ガイドの解釈を捻じ曲げ、基準を無視する国の姿勢を厳しく批判 国の第21準備書面：「壇ほか式」に理論的には適用範囲があることを認める

報告・交流会 —— 「事前了解の権限」を求める活動を進めよう
白浜への立地をはじめ関電の中間貯蔵を止めよう

次回法廷 2018年9月10日(月) 15:00

6月13日、大阪地方裁判所で大飯原発運転停止行政訴訟の第26回法廷が開かれた。約60名の原告・支援者が傍聴席を埋めた。参加人の関電も12名の傍聴者を動員した。

被告による審査ガイドの意図的な誤読と基準無視の姿勢を厳しく批判（「ばらつき」問題）

原告は、地震の影響を評価するための地震規模の設定で、「ばらつきの考慮」を国の「審査ガイド」が求めていると主張している。被告は、これをごまかすために第20準備書面において、「ばらつきの考慮」は「検討用地震の選定」の過程で要求されているものだと審査ガイドを捻じ曲げて解釈し、「地震規模の相対的な大小関係」というガイドにも書かれていない独自の内容を持ち出して、原告主張を非難していた。



法廷後の報告・交流会

原告は今法廷に提出した準備書面(24)で、審査ガイドの定める基準地震動の策定過程全体の構成を説明し、被告の非難が明らかな誤読に基づく根拠のない言いがかりであると反論した。原告側の武村弁護士は、「住民の安全を考え、審査ガイドに従って審査する立場にある国が、意図的とも思われる明白な誤読を行って、自ら作成した基準を無視しようとしている」と、被告の姿勢を厳しく批判した。そして、「ばらつきの考慮」として何をどのように考慮したのか、どこに書いてあるのかを、誰にもわかるように説明せよと、改めて被告に釈明を求めた。傍聴席からは、「そうだ」との声があがり、拍手が起こった。

被告準備書面、「壇ほか式」に適用範囲が存在することを認める

前回の法廷で原告は、震源の加速度の大きさを求める「壇ほか式」は第1ステージに適合する式であり、第2ステージに適用すると矛盾が生じると主張した。被告が今回法廷に提出した第21準備書面は、この原告主張を、「純理論的」には正しいと認めざるを得なかった。法廷後の報告・交流会で、原告団の小山共同代表がこれを報告した。さらに、被告が「壇ほか式」を支持する研究として持ち出してきた諸論文のデータを用いても、第2ステージでは「壇ほか式」ではなく、1/2乗スケール則（片岡式など）が適合することを紹介し、地震規模の設定では「武村式」を、加速度の評価では「片岡式」を使う必要を主張した。

火山灰対策での設置許可基準違反を批判

火山灰問題では、関電の火山灰層厚10cmの想定が過小評価であることを、規制庁が認め再評価が必要だとしていること、設置許可基準に違反して稼働していることを批判した。法廷で原告側弁護士は、関電がいまだ再評価結果を提出していないこと、また国が火山灰問題で原告主張への

反論を何ら提出していないことについても追及した。

準立地協に同意権のある新たな安全協定を結ぶことを求める

交流会では、福井県若狭町の石地さんから福井県内の安全協定の現状が紹介され、事前了解権を求める運動の進め方について討論が行われた。

石地さんは、安全協定は立地、隣接、隣々接等で差別化されており、大飯原発隣々接の若狭町には、大飯原発再稼働前に関電は説明に1回も来なかったと話された。

また、県と立地市町は事前了解権という権益が分散されるのを嫌がっている。準立地市町も住民の安全を守るために安全協定を使わずに、地域の活性化という権益確保のために使ってきた。このため、立地と準立地の安全協定の溝が埋まらない。

それでも安全協定は、住民にとって原発の安全を守るための大きなツールになっている。「もんじゅ」ナトリウム火災事故では、県が安全協定の立入調査権を行使することにより、「もんじゅ」は何十年も動かせなくなり、挙句の果てに廃炉になった。

若狭町と小浜市の市民団体は、福井県原子力発電所準立地市町連絡協議会（準立地協）を構成する4市町（小浜市・若狭町・越前町・南越前町）に、立地並み安全協定締結を求め、5月に申し入れを行った。越前町・南越前町には福井・関西の市民が協同で申し入れた。

最後に、石地さんは、6月下旬頃に準立地協の総会が開催されるため、準立地協にも申し入れると報告された。各原発のUPZに入る自治体が協同して、新たな事前了解権のある安全協定を結ぶこと、東海第二原発で新安全協定が締結されたことを受け、まず日本原電と安全協定を改定することを優先して進めること等を求める。小浜市長は大飯原発が定検等で止まり再稼働する度に必ず市の事前了解を得ることを明記した新協定締結を求めるとの考えを示している。このようなことも踏まえ、強く要望していきたいと話された。

討論の中で、滋賀や京都での取り組みの状況等も参加者より報告された。

使用済燃料・中間貯蔵施設の白浜への立地反対！和歌山での取組紹介

和歌山から参加された松浦さんからは、使用済燃料の中間貯蔵施設の白浜町への立地に反対して、町議会での町長への質問が予定されていることなどが紹介された。

中間貯蔵施設反対のカラーリーフを、4月末に白浜町全域に7千部、新聞折り込みした。リーフを通じて状況を知った人も多かったとのこと。また、「脱原発わかやま」では、県内各地でチラシを配る取り組みをし、みなさんに知ってもらっていている。

関電は白浜町日置で、30年前の原発立地候補地を今も所有し、さらに近くに、その倍以上の面積の土地を関電及び関連会社名義で買い増している。松浦さんは、関電が土地を非常にたくさん所有していること、関電が遊園地を作るわけがなく、そのことを肝に銘じ、次世代のためにも、きちんと伝えていきたいと訴えられた。

参加者からも、年内がまずは勝負になるので、そこを目指して頑張りたいとの訴えがあった。

次回の法廷にもより多くの参加をお願いします。

次回 27 回法廷：9月10日（月）15:00～ 大阪地裁 202 号大法廷

28 回法廷：12月10日（月）15:00～

2018年6月26日 おおい原発止めよう裁判の会事務局